

指定居宅介護支援重要事項説明書

【令和7年9月1日現在】

1. 事業者（法人）の概要

事業者名	株式会社いろは
所在地	北九州市八幡西区小嶺二丁目4番26号
代表者氏名	代表取締役 原口 駿
連絡先	TEL:093-614-2311 FAX:093-614-2312

2. 当事業所の概要

事業所名	ケアプランセンターいぶき
所在地	北九州市八幡西区小嶺二丁目4番26号
管理者氏名	中野 富美子
連絡先	TEL:093-611-6007 FAX:093-611-6008
介護保険指定番号	第 4070708112 号
サービス提供地域	北九州市・中間市・水巻町・遠賀町・芦屋町・岡垣町

3. 運営の目的と方針

（1）要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

（2）当法人のあわせて実施する事業

種 類	事 業 者 名	事 業 者 指 定 番 号
訪問看護	いろは訪問看護ステーション	4066690894
訪問介護	あんしん介護	4070708237
通所介護	リハビリデイサービスそら	4070708245

4. 職員体制

従 業 員 の 職 種	業 務 内 容	人 数
管理者	事業所の運営および業務全般の管理	1 名
主任介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	5 名
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等の係わる業務	9 名

5. 営業日・営業時間

平日・土曜	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
休業日	日曜日・祝日・ 1 月 1 日～1 月 3 日
緊急連絡先	介護支援専門員緊急連絡先にて電話対応 24 時間体制

6. 居宅介護支援の実施概要

事 項	備 考
課題分析およびモニタリングの実施方法	厚生労働省が定める課題分析標準項目に準じたアセスメントツールを使用して課題分析を行います。その後、少なくとも月 1 回はご利用者の居宅を訪問し、ご利用者と面談の上サービスの利用状況、目標に向けた進行状況、生活上の変化などを確認させていただき記録します。 また、ご利用者の状態が安定しているなど、一定の要件を満たした上で、ご利用者の同意およびサービス担当者会議で主治医、担当者その他の関係者の合意が図られた場合、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことができます。その際は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集します。なお、少なくとも 2 月に 1 回は利用者の居宅を訪問します。
利 用 料 金	居宅介護支援の実施に際しての利用料金は「別紙 1」の通りです。但し、厚生労働省が定める介護報酬については原則としてご利用者負担はありません。
研 修 の 参 加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加します。
担 当 者 の 変 更	担当の介護支援専門員の変更を希望する際は対応可能です。

7. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

担当者	管理者：中野 富美子
受付時間	平日・土曜日（1月1日～3日を除く）午前9時～午後5時30分
住所	北九州市八幡西区小嶺二丁目4番26号
電話番号	093-611-6007
FAX 番号	093-611-6008

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、充分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口 【全機関の相談対応時間：平日午前9時～午後5時】

窓 口		電話番号
北九州市 保健福祉課 介護保険担当	八幡西区	093-642-1446
	八幡東区	093-671-6885
	小倉北区	093-582-3433
	小倉南区	093-951-4127
	戸畑区	093-871-4527
	若松区	093-761-4046
	門司区	093-331-1894
中間市 保険福祉部 介護保険課		093-246-6243
直方市 健康長寿課 高齢者支援係		0949-25-2391
芦屋町役場 福祉課		093-223-3536
水巻町役場 福祉課 高齢者支援係		093-201-4321
遠賀町役場 福祉課 福祉高齢者支援係		093-293-1234
岡垣町役場 長寿あんしん課 長寿支援係		093-282-1211
福岡県国民健康保険団体連合会		092-642-7859
福岡県運営適正化委員会		092-915-3511

8. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のと通りの対応を致します。

①事故発生時の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い再発防止に努めます。

③利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業所は下記の損害賠償に加入しています。

保険会社名	損保ジャパン株式会社
保険内容	サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産等に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償いたします。ただし、事業者に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

9. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

10. 第三者による評価の実施状況等

第三者評価実施： なし アンケート・意見箱等意見を把握する取組み： あり

11. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。

②また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

1 2. 他機関との各種会議等

- ① 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施する会議について、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考に行います。また、会議の開催方法として、参集にて行うもののほかに、テレビ電話装置等を活用して実施する場合があります。
- ② 利用者等が参加して実施する会議について、ご利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して実施する場合があります。

1 3. 秘密の保持

- ① 介護支援専門員及び事業者に所属する者は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。
- ② 利用者及びご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご利用者及びご家族の個人情報を用いません。

1 4. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ① 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を、下記の通り適正にご利用者またはご家族に対して提供するものとします。
 - ・ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予めご利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事ができること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を求めることができることを説明します。
 - ・ 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ・ 当事業所がケアプランに位置付けている訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は「別紙2」の通りです。
 - ・ 居宅サービス計画等の原案計画置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議を開催、またはやむをえない事由で開催ができない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ② 主治の医師等が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った支援を実施いたします。具体的には、利用者またはその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握を実施します。その際に利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス提供の調整等を行います。

1 5．業務継続計画（BCP）の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者等に対する居宅介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

1 6．感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策

事業所は、感染症または食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）をおおむね 6 月に 1 回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 7．人権の擁護及び虐待の防止

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

① 虐待防止及び早期発見または再発を防止するための対策を検討する委員会「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めます。

【虐待防止に関する責任者】 管理者：中野 富美子
虐待防止検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。

② 従業者に対し虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に行い、人権意識の向上に努めます。

1 8．身体拘束の禁止について

事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

- ② 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

- ③ 事業所は、身体拘束等の適正化を図るための指針を整備し、定期的に研修を行い、従業者に周知徹底を図ります。

19. 暴力団の排除

福岡県暴力団排除条例に基づいて、市と介護保険事業所が協働して、暴力団排除の推進を図るものとして、事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団組員又はこれらと密接な関係を有するものであってはならない事とします。

20. その他

サービスの利用にあたってご留意いただきたいことは下記の通りです。

【利用者及びご家族等禁止行為について】

- ① 従業者に対する身体的暴力（身体的な力をつかって危害を及ぼす行為）
例：コップを投げつける・殴る・唾を吐く等
- ② 従業者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
例：大声を発する・怒鳴る・特定の職員に嫌がらせをする等
- ③ 従業者に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的ないやがらせ行為）
例：必要もなく手や腕を触る・抱きしめる・あからさまに性的な話をする等

別紙 1

利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費Ⅰ

(単位：円)

居宅介護支援（ⅰ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 未満である場合又は 45 以上である場合において、45 未満の部分	要介護 1・2	11,088
		要介護 3・4・5	14,406
居宅介護支援（ⅱ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、45 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	5,554
		要介護 3・4・5	7,187
居宅介護支援（ⅲ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、60 以上の部分	要介護 1・2	3,328
		要介護 3・4・5	4,308

※当事業所は 居宅介護支援費Ⅰ（ⅰ）を算定しています。

居宅介護支援費Ⅱ

(単位：円)

居宅介護支援（ⅰ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 50 未満である場合又は 50 以上である場合において、50 未満の部分	要介護 1・2	11,088
		要介護 3・4・5	14,406
居宅介護支援（ⅱ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、45 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	5,380
		要介護 3・4・5	6,973
居宅介護支援（ⅲ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 50 以上である場合において、60 以上の部分	要介護 1・2	3,226
		要介護 3・4・5	4,186

利用料金及び居宅介護支援費（減算）

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等（指定訪問看護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）	1 月につき 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合	基本単位数の 50% 減算
	運営基準減算が 2 月以上継続している場合	算定不可
同一建物減算	居宅支援事業所の所在する建物と同一の敷地若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者又は居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く）に居住する利用者に対して居宅介護支援を行った場合	所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定
高齢者虐待防止措置 未実施減算	厚生労働大臣が定める高齢者虐待防止のための基準を満たさない場合	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位を減算
業務継続計画未策定 減算	業務継続計画を策定していない場合	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位を減算

特定事業所加算

(単位：円)

算定要件		加算(Ⅰ) (5,298)	加算 (Ⅱ) (4,298)	加算 (Ⅲ) (3,297)	加算 (A) (1,163)
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
②	常勤かつ専従の介護支援専門員配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤各1名
③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○	○	○
④	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑤	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～要介護5である者が4割以上であること	○	×	×	×
⑤	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○	○	○
⑥	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑦	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑧	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修会に参加していること	○	○	○	○
⑨	居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑩	指定居宅支援事業所において利用者数が介護支援専門員一人当たり 45 名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は 50 名未満であること）	○	○	○	○
⑪	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（平成 28 年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）	○	○	○	○ (連携でも可)
⑫	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑬	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

※当事業所は特定事業所加算（Ⅱ）を算定しています。

特定事業所医療介護連携加算 125 単位 (1,276 円)

算定要件	
①	前々年度の3月から前年度の2月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること
②	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること ※令和7年3月31日までの間は、5回以上算定していること ※令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15以上であること
③	特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定していること

※当事業所は特定医療介護連携加算を算定しています。

(単位:円)

初 回 加 算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	3,063
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所への入院当日中に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	2,552
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	2,042
イ) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	4,594
ロ) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	6,126
ハ) 退院・退所加算(Ⅱ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	6,126
ニ) 退院・退所加算(Ⅱ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	7,657
ホ) 退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	9,189
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	510
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する利用者またはその家族の意向を把握した上でその死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合	4,084
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	2,042

別紙 2

居宅介護支援 サービス利用割合等説明

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

①前 6 か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	29.7%
通所介護	60.0%
地域密着型通所介護	16.4%
福祉用具貸与	62.7%

②前 6 か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供された割合

訪問介護	あんしん介護	ヘルパーステーション ほほえみ	ケアサポート 木輪館
	40.2%	8.2%	4.6%
通所介護	リハビリデイサービスそら	デイサービス あんしん館	デイサービス 宗像のたいよう
	25.6%	18.9%	2.7%
地域密着型通所介護	デイサービス 小春日和	デイサービス 金剛倶楽部	リハビリホーム 樹の杜
	42.9%	7.9%	5.3%
福祉用具貸与	株式会社トーカイ 北九州営業所	ひまわり 北九州支店	レンタル丸屋 北九州支店
	44.1%	20.2%	10.3%

④ 判定期間 (令和 7 年度)

☒前期 (令和 7 年 3 月 1 日から令和 7 年 8 月末日)

☐後期 (令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 2 月末日)

契約締結日	令和 年 月 日
-------	-------------------------

利用者

(代筆者 _____ 印 _____)

◆第15条に規定する個人情報の使用について家族の同意

事業者

所在地	北九州市八幡西区小嶺二丁目４番２６号
法人名	株式会社いろは
代表者名	代表取締役 原口 駿 印
事業所名	ケアプランセンターいぶき
説明者氏名	

申請代行委任状

利用者及びその家族は、次に定める条件にあつて必要最低限の範囲内で要介護認定等の申請代행을希望します。

1.申請代行の理由

利用者及びその家族等が申請書を提出することが困難な場合であつて申請代행을依頼された場合

2.申請代行する書類等の範囲

- ・要介護認定更新・変更申請書
- ・その他()

3.申請代行を行なう期間

- (1) 居宅介護支援契約の契約締結の日から、利用者の要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」といいます）の有効期間満了日
- (2) 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新される

令和 年 月 日

事業者名 ケアプランセンターいぶき
所在地 北九州市八幡西区小嶺二丁目4番26号
管理者氏名 中野 富美子

利用者氏名 _____ 印

代筆者 _____ 印

代理人 _____ 印（続柄）